

ベトナム社会主義共和国労働・傷病兵・社会問題省と  
日本国長野県との人材育成に関する覚書

ベトナムと日本の戦略的パートナーシップの促進を目指し、  
ベトナムと日本の相互に有益な協力を促進するため、  
ベトナム社会主義共和国労働・傷病兵・社会問題省及び日本国長野県（以  
下、「両者」という。）は、次のとおり合意した。

第1条 協力内容

両者は、双方の法律に基づき観光や介護における人材育成に関する協力を  
促進することで合意した。

両者は、観光や介護におけるベトナム人技能者及び技能実習生の派遣及び  
受入の実施と協力を連携して進める。

第2条 実施担当者

労働・傷病兵・社会問題省：海外労働局

長野県：観光部（観光人材に関すること）、健康福祉部（介護人材に関する  
こと）

第3条 実施方法

双方の実施担当者は、この覚書の第1条の内容を実施するため、具体的な  
実施内容について協議し同意するものとする。

両者は毎年、この覚書に基づき、長野県にいるベトナム人技能実習生や技  
能者の派遣及び受入に関する状況について、互いに報告し合い、必要な措置  
をとり、上記研修生や技能者の派遣及び受入の実施に関して発生する問題を  
解決する。

上記の対応は、書面又は双方が出席する会議を通じて実施する。

第4条 期間及び効力

この覚書の効力は署名から1年間とし、終了の3か月前までに両者から提  
案がなければ、条件を変更せず、さらに1年間更新する。

両者は、この覚書の履行を定期的に見直し評価する。

この覚書の解釈、適用、履行に関する議論は、両者の話し合いによって誠  
実に解決する。

2019年8月14日、ベトナム社会主義共和国 労働・傷病兵・社会問題省 に  
於いて、英語文により正副2通作成され、双方署名の上、各1通を保有する。

---

ベトナム社会主義共和国  
労働・傷病兵・社会問題省  
海外労働管理局長  
トン・ハイ・ナム

---

日本国  
長野県  
知事  
阿部 守一